

都城市立中郷中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて、以下のとおり、学校を挙げて取り組みます。

また、「生徒が主役・元気で勢いのある学校」をめざして「中郷中いじめストップアクションプラン」を作成し、教職員、生徒、家庭・地域の三者の連携・協力の下、いじめゼロに向けてアクションを起こします。

2 未然防止・早期発見・早期対応に向けて

(1) 未然防止

- 生徒が意欲を持って教育活動に取り組めるよう、「学業指導」の充実に努めます。
- 生徒に対し、いじめを自分の問題ととらえさせ「許さない心」「起こさない力」を育成するために、心の教育を充実させます。
- 教職員は、自らの言動に責任をもち、人権感覚を磨いて、指導に細心の注意を払います。
- 生徒会活動などを通じ、生徒が自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを目指します。

(2) 早期発見

- いじめは気付きにくいところで行われていることを認識し、生徒の行動をよく観察し、生徒の声に耳を傾け、些細な変化を見逃さないようにします。
- 生徒や保護者との信頼関係の構築に努め、相談の窓口を明確にして、相談しやすい体制を整えます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの早期発見のために生徒一人一人の状況把握に努めます。

(3) 早期対応・解決

- いじめを把握した場合には、教職員が一丸となり学校を挙げて組織的な対応をします。
- 対応は共通認識・理解の下、いじめられた生徒や保護者の立場に立って行います。
- いじめられた生徒を徹底して守ります。
- いじめをやめさせることだけで解決とせず、事後指導が大切であることを理解し、二度と加害者にならないように心の指導の充実に努めます。
- 被害者・加害者双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たし、学校と保護者が協力して問題の解決に取り組めるように努めます。

3 「中郷中いじめ対応10箇条」

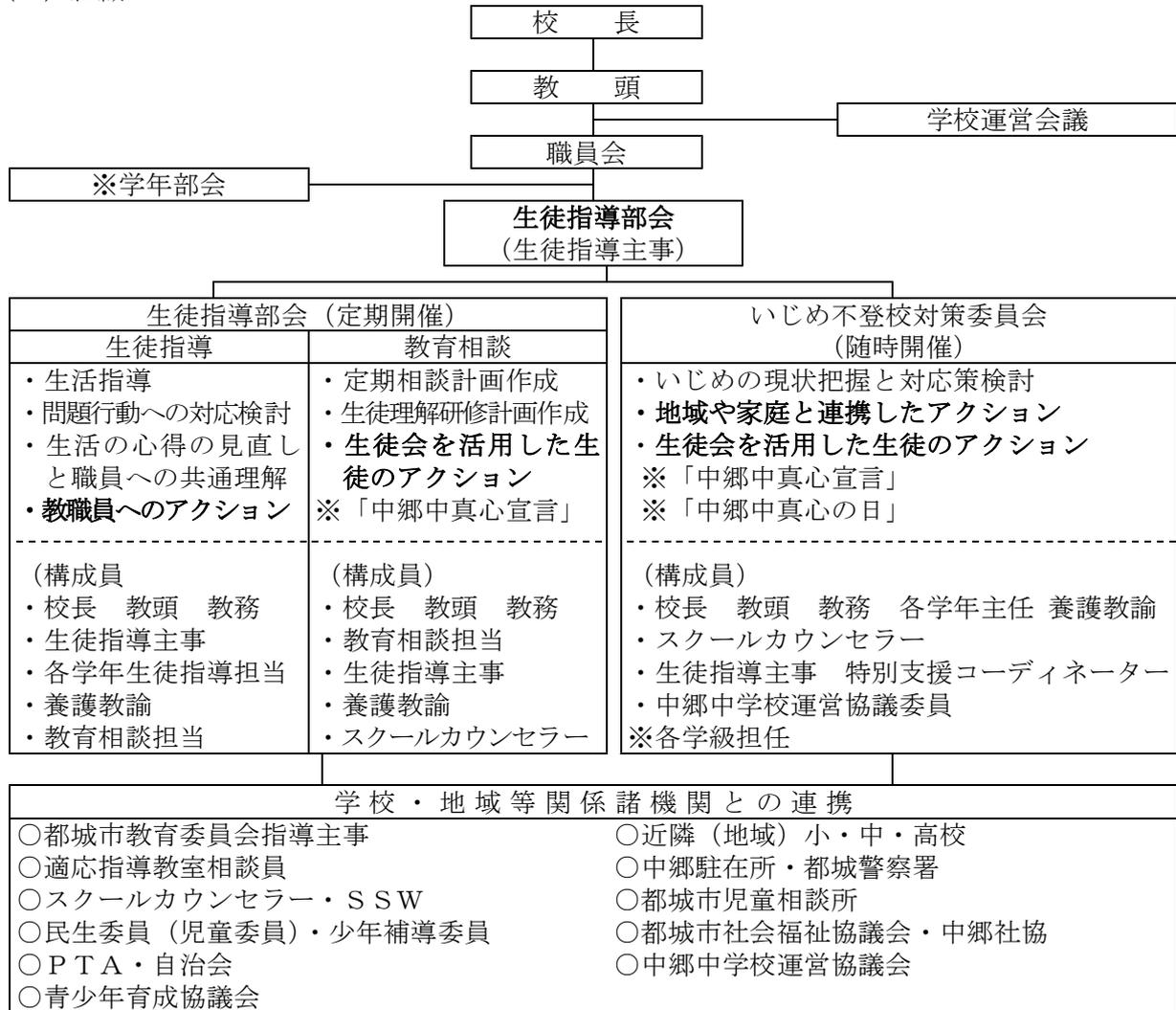
- 1 加害者には、人権侵害であり絶対に許されない行為であることを毅然たる態度で指導する。
- 2 早期発見、早期対応が重要である。
- 3 被害者が否定してもいじめを疑う。
- 4 被害者を加害者から守る。
- 5 加害者は巧妙に正当化する傾向にあることを踏まえ、正確な事実関係の把握に努める。
- 6 被害者と加害者が同じグループの場合、いじめの見極めが難しく見逃しやすい。
- 7 なぜ、いじめをしたのかを加害者に振り返らせ、繰り返すことを防止する。
- 8 周囲の「傍観者」を忘れずに指導する。
- 9 組織的に対応する。
- 10 暴力や恐喝については、警察への通報など法的対応を躊躇しない。

※この10項目をチェックしながらいじめ問題に対応する。

4 いじめ対策組織について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に資するため、教職員は下記の組織で対応にあたり、いじめ対策に取り組みます。

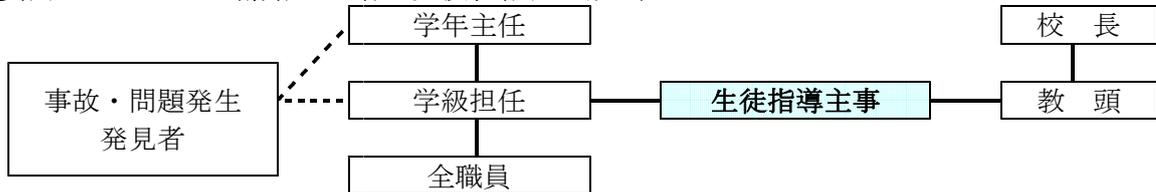
(1) 組織



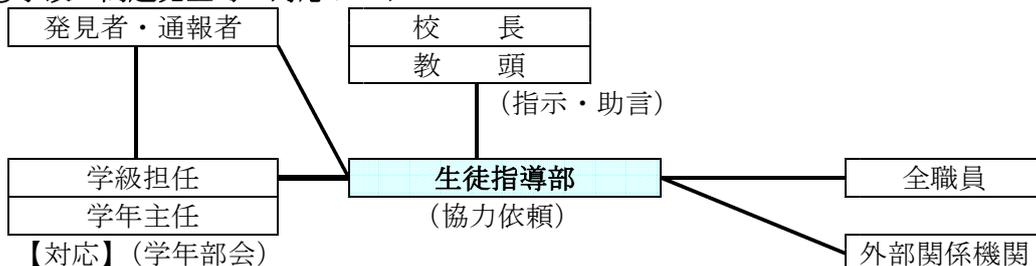
※組織的な指導・支援の中心として対応に当たるのは学年部会

(2) 情報連絡系統

①報告のシステム(情報の共有・交換、報告・指示)



②事故・問題発生時の対応システム

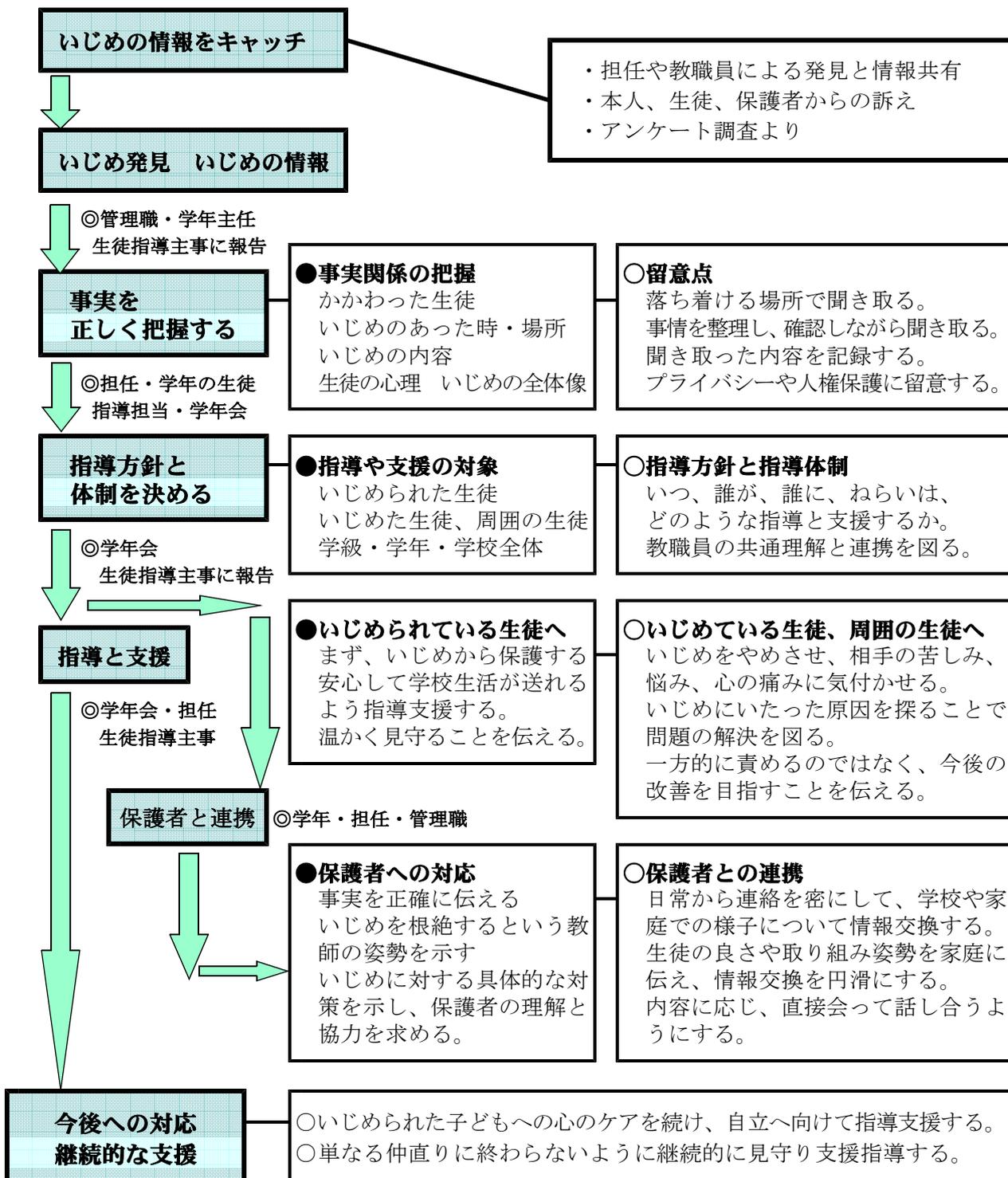


5 具体的対応について

いじめ問題に対しては、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、次の「対応の基本的流れ」に沿いながら、学年部会を中心に組織的な対応をするとともに、「いじめ対応10箇条」を念頭にきめ細かな対応にあたり、問題解決に努めます。

「いじめ」への対応の基本的な流れ

●いじめが疑われる行動や様子、いじめ発見からその対応について



6 具体的対策について

(1) 未然防止対策

- 教育相談担当を中心に相談に関する啓発を行い、相談しやすい体制を作ります。
- 定期的開催される生徒指導部会により、スクールカウンセラーや養護教諭などとも情報を共有し指導に当たります。
- 学期に1回教育相談を全生徒に行うことにより、生徒の内面に触れいじめの未然防止に努めます。
- 道徳の時間を中心に、心を育てる指導を継続し、善悪の判断や、思いやりの心を育て、未然防止につなげます。
- 学校だよりや人権に関する通知などを通して、いじめはいけないことであることやネットでの誹謗や中傷もいじめであることを周知し、保護者の協力を得られるように啓発に努めます。
- 生徒たちが「中郷中真心宣言」を朝の会で毎日宣言することで、生徒による生徒に対する啓発活動を行います。
- 関係職員が協議し、企画・立案していじめゼロを目指して取り組みます。
- 生徒指導の三機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を生かした教育活動の推進を行います。

(2) 早期発見対策

- 生徒の声に耳を傾け、些細な変化に気付くように観察し早期発見に努めます。
- 生徒に「いじめは許さない！」という毅然とした態度を見せ、いじめを教職員に知らせることは正義であることを伝えると共に、保護者への啓発を行います。
- 「いじめに関するアンケート」を毎月実施し、発見に努めます。
- 「傍観することもいじめである」ことを認識させて、いじめを見逃さない環境を作ります。
- 学級担任と養護教諭・スクールカウンセラーとの情報交換を適宜行います。

(3) 早期対応・解決

- 「生徒指導部会」と「学年部会」が連携を図り、「学年部会」が中心となり、全職員でいじめ問題の解決に向けて対応に当たります。
- いじめられている生徒とその保護者に対する支援を行います。
 - ・ 学校として生徒を守り通すことを伝えます。
 - ・ 解決が図られるまで、継続した支援体制・相談体制を構築します。
- いじめた生徒とその保護者への指導と助言を行います。
 - ・ いじめは許されないこと、相手の心の痛みに気付かせます。
 - ・ いじめの背景を考慮しながら継続的に指導します。
 - ・ 生徒のための学校と保護者が協力して、二度といじめを起こさないようにします。
- 傍観者に対し、「いじめの観衆になることもいじめに荷担している」ということを指導し理解させます。
 - ・ いじめは絶対に許されないことであることを理解させます。
 - ・ いじめを自分の問題としてとらえさせる指導を行います。
 - ・ 傍観することは「いじめを助長する行為」であり、いじめと同様であることを理解させます。

(4) ネットいじめ対策

- 学級活動や講演会を通して、「情報モラル教育」の充実を図ります。
- 個人情報等の掲載、特定人物などへの誹謗中傷をさせない指導を徹底します。
- インターネットやSNSを介していじめについて保護者への啓発を行います。

7 中郷中いじめストップアクションプラン

「中郷中いじめストップアクションプラン」に基づき、生徒、家庭・地域、教職員の三者が連携協力して、いじめ防止対策に関するアクションを起こします。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応

目指す生徒像

心豊かで思いやりがあり 人間力のある生徒

現状と課題

- 自己肯定感が十分に育っていないので自分に自信がもてない。
- 相手の気持ちを考えた言葉遣いや行動ができないときがある。

教職員のアクション

- 「いじめを絶対許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践
 - ・職員会議、学年会議、生徒指導部会、いじめ不登校対策委員会などを通して、常に生徒の情報を交換し、問題を未然に防ぐ。
- 生徒のメッセージ、SOSを見逃さない。
 - ・授業中だけでなく、登下校指導、給食指導、清掃指導などあらゆる場面で生徒と多くの関わりをもち、信頼関係を築くとともに、人間関係の変化を見取る。
- いじめの情報を徹底調査
 - ・年間を通して定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめに発展する前に情報を把握する。また、調査の形式や方法を常に見直し、生徒の実態に即していじめが早期に発見できるよう改善する。

生徒のアクション

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくり
 - ・学級活動、道徳の時間や学校行事等で互いの良さを認め合える集団づくりに努める。
- 生徒会活動によるいじめ根絶運動の推進
 - ・生徒会役員や生活委員会を中心に、いじめ根絶の呼びかけや「中郷中真心宣言」の徹底を図り、意識を高め合う。

家庭や地域と連携したアクション

- 中郷地区拡大学校運営協議会との連携
 - ・中郷地区拡大学校運営協議会を開催し、いじめ対策を協議する。
- 学校の各種通知による対策情報の発信
 - ・家庭や地域への各種通知を通して、いじめに関する学校の取組や情報を紹介する。
- 地域への貢献
 - ・生徒のボランティア活動への参加を奨励し、活動の場面をもたせるとともに、地域の方との温かな人間関係づくりに取り組ませる。

中郷中いじめゼロ宣言!

8 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

	項 目	時 期	
い じ め 防 止 の た め の 措 置	生 徒 が 主 体 と な っ た 活 動	○異学年交流会（対面式）の実施 ○生徒総会 ○専門委員会 ○ボランティア活動の推進（ボランティアマスターの啓発） ○生徒集会 ○全校学習会の実施 ○学校行事（体育大会・郷輝祭）への参加 ○キャリア教育の推進（1年～3年：体験活動） ○福祉教育の推進（3年：疑似体験・福祉施設訪問） ○立志式の開催（2年） ○校内美化活動	4月 5月 毎月 通年 毎学期 11月中旬 9月・10月・2月 学期ごとの取組 6月 2月 8月
	教 職 員 が 主 体 と な っ た 活 動	○中郷中いじめ問題対策委員会（全体会）の実施 ○生徒理解のための校内研修（配慮を要する生徒） ○PTA総会での学校方針説明 ○校長だよりや学級通信を活用したいじめ防止の報告 ○一人一人に実態に応じた分かる授業の展開 ○職員相互の授業研究会の実施 ○教育相談週間の設定 ○ハイパーQ Uの実施（学級経営の改善） ○外部講師による講演会の実施（耕心学の実施） ○校内オープンスクールの開催 ○保護者を対象にした研修会（学校保健委員会主催） ○進路学習会（3年）・中郷未来塾（1・2年）	4月・9月・2月 4月・9月・3月 4月 通年 通年 学期1回 学期1回 6月・11月 5・6・7・11・2・3月 9月 12月 7月・11月
	い じ め の 早 期 発 見 の 措 置	○「何でも目安箱」の設置 ○「生徒の発する具体的なサイン」の作成 ○教育相談週間の設定 ○学校独自教育相談アンケートの実施 ○県下一斉のアンケートの実施 ○全国学力調査意識調査の分析 ○職員会での情報の共有 ○進級時の情報の確実な引き継ぎ ○3校（中郷中・安久小・梅北小）合同研修会 ○過去のいじめの事例の蓄積 ○民生児童委員との懇談会の実施 ○学校運営協議会との連携	通年 通年 5月・9月・1月 毎月1回 12月 10月 毎学期 3月 年2回 通年 1学期・2学期 年間5回